

○総務省令第六十七号

有線電気通信設備令（昭和二十八年政令第三百三十一号）第十四条の規定に基づき、有線電気通信設備令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月十六日

総務大臣 山本 早苗

有線電気通信設備令施行規則の一部を改正する省令

有線電気通信設備令施行規則（昭和四十六年郵政省令第二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号を次のように改める。

- 一 難燃性の防護被覆を使用し、かつ、次のイ又はロのいずれかに該当する場合
- イ 地中強電流電線に接触しないように設置する場合
- ロ 地中強電流電線の電圧が二二二ボルト以下である場合

附 則

この省令は、公布の日から施行する。